

議案第93号

鳥取県町村職員退職手当組合同規約を変更する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、次のおり鳥取県町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年12月10日

三朝町長 吉田秀光

平成16年12月10日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取県町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合同規約(昭和36年告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表西伯郡の項中「岸本町」を削り、「伯耆町」を加え、日野郡の項中「溝口町」を削り、「鳥取県市町村消防災害補償組合」を「鳥取県町村消防災害補償組合」に、「岸本町・南部町清掃施設管理組合」を「南部町・伯耆町清掃施設管理組合」に改める。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。